

「心理カウンセリング等事業に係る業務委託」企画提案条件等（令和3年度）

1 件名

心理カウンセリング等事業に係る業務委託

2 履行場所

- ・公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター
（新宿区新宿7丁目3番29号 新宿ここ・から広場 しごと棟）
- ・その他公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターが指定する場所

3 契約期間

令和3年4月5日から令和4年3月31日まで

4 委託内容

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「財団」という。）が指定する新宿区内に在住する15歳から概ね39歳までの自立について悩みを抱える若者やその家族に対し、カウンセリング等の心理的技法を用いた支援を行うとともに、財団の若年者等就労支援事業担当相談員等に対しスーパービジョンを実施し、相談員のスキル向上等を行う。

（1）業務可能日時

平日の午前8時30分から午後5時15分。ただし、国民の祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

（2）利用対象者

財団が利用対象者と指定した者。

（3）業務内容

下記の①～⑤の業務を行うこと。なお、業務遂行にあたり、財団の若年者等就労支援事業担当相談員と連携をすること。

①打ち合わせ

財団と事業計画等の打ち合わせを必要に応じて実施すること。

②心理カウンセリング

（ア）財団が利用対象者と指定した若者やその家族が利用できる心理カウンセリングを契約期間内20回以上（1回5時間程度）実施すること。

（イ）原則予約制。心理カウンセリングは1単位50分とし、各回のカウンセリング

グ実施人数の上限を4名とする。ただし、インテークについては1単位50分以上での実施を可能とし、当該実施回についてはカウンセリング実施人数の上限を2名とする。

(ウ)対象者1名に対し実施するカウンセリングの上限は契約期間内12回とし、必要に応じてリファーすること。ただし、特に必要なものについては別途財団と協議し、上限回数を変更することができる。

③心理的技法を用いたグループ支援（若者向け）

若者を対象としたグループワーク及びグループワーク実施後の希望者への個別相談を②-(ア)の心理カウンセリング実施日の中で1回以上実施すること。

④心理的技法を用いたグループ支援（家族向け）

②-(ア)の心理カウンセリング実施日の中で新宿区内在住の非就業等で若者の自立に向けて悩みを抱える家族向けに、悩みの共有、心の負担軽減等を行うことを目的とした家族会を契約期間内6回以上実施すること。家族会実施後に、希望者に対して個別相談を行うこと。

⑤記録

②の心理カウンセリング、③、④の個別相談については実施毎に財団の指定する事務所内で個別記録を作成し、個別に管理すること。

⑥スーパービジョン

財団からの依頼により財団の若年者等就労支援事業担当相談員等に対し、①～⑤の実施時間を除く時間にスーパービジョンを行うこと。

(4) 人員体制

以下の要件を満たすスタッフを1名以上配置させること。

○臨床心理士または公認心理師の資格を有し、若年者等のカウンセリングの実務経験1年以上の者。

○従事者名簿を作成し提出すること。また、変更のある場合は速やかに名簿変更し、提出すること。

(5) 実績報告

①業務日誌

下記の項目について書面にて実施日毎に報告する。

*実施年月日

*従事職員名

*業務時間

*対象者氏名

*スーパービジョン対象職員名

②月次報告

利用実績を事業実施した月毎にまとめて翌月10日までに書面にて報告すること。

- * 報告年月日
- * 件名・団体名・代表者名
- * カウンセリング実績報告
 - ・ カウンセリング実施日時
 - ・ 対象者（登録番号・新規または継続利用の別。継続の場合は回数記載）
- * 対応状況
- * スーパービジョン実施日
- * グループ支援実施状況（若者／家族）

（6）利用者情報管理

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規定を遵守し、利用登録者の加除や相談記録等データベース化作業を行う。

（7）その他

記録・事務作業は公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター内の指定された事務所内で実施すること。

5 貸与物品等

財団が整えるものは以下のとおり。（以下参照）

- 事務机、椅子、キャビネット、会議用長机、会議用椅子
- ホワイトボード
- プロジェクター
- 記録用ノートブックパソコン
- オンライン用パソコン機器等一式
- プリンタ
- 光熱水料
- 消耗品（文房具類、用紙類）

※上記以外のもので業務上必要な物品は、事前申請し承認を受けた物品については財団が貸与または提供する。

6 暴力団等排除に関する特約条項

別紙「暴力団等排除に関する特約条項」

7 障害者への配慮等

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）において、事業所に対しても「不当な差別的取扱の禁止」が義務付けられ、さらに「合理的配慮の提供」に努めることが求められている。本契約の履行に当たり、該当する主務大臣が策定した事業分野別の対応指針に基づく取組みに努めると共に、「新宿区

「心理カウンセリング等事業に係る業務委託」企画提案条件等（令和3年度）

における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」を踏まえ、「公益財団法人 新宿区勤労者・仕事支援センターにおける障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要綱」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

8 個人情報保護

- (1) 委託業務の実施において知りえた個人情報の秘密保持及び特記事項に掲げる規程の遵守に努めなければならない。
- (2) 個人情報の目的以外利用及び第三者への提供並びに複写及び複製をしてはならない。ただし、財団が認めたときはこれに限らない。
- (3) 個人情報の管理を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律、公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター個人情報保護規程及び特記事項に基づき行うこととする。

9 契約代金の支払い

契約代金は、原則履行期毎の分割払いとする。

履行期毎に実績報告を作成し、これをもって財団の検査に合格後、請求書を発行し、財団あてに請求するものとする。

10 その他

この仕様に定めのない業務などについては財団と協議の上、決定するものとする。